

教育子ども委員会 請 願 一 覧

平成28年8月26日（金）

○子ども青少年局関係

（新規分）

平成28年請願第8号 乳幼児を持つ名古屋の保護者のために、保育所等の利用調整基準の改善を求める件

（保留分）

平成27年請願第13号 子供たちが健やかに育つために病児・病後児デイケア事業の拡充と一時保育事業の拡充を求める件

平成27年請願第15号 子供たちが健やかに育つために公的保育制度の堅持を求める件
（第2項、第6項（2）、（3）、第7項（1）、第8項（5）及び（6）ア）

平成27年請願第16号 安心して子供を産み育てられるよう保育の公的責任の堅持と保育施策の拡充を求める件

○

平成27年請願第12号 児童発達支援センターの充実を求める件

平成28年請願第8号

乳幼児を持つ名古屋の保護者のために、保育所等の利用調整基準の改善を求める件

請願者 中区丸の内三丁目7番9号 チサンマンション丸の内第2905号
公益社団法人名古屋民間保育園連盟
会長 伊 東 世 光

要 旨

「保育園落ちた日本死ね!」のブログは、保育所等利用待機児童問題に大きな影響を与え、日本全国で話題となっている。

名古屋市においては、平成23年、平成24年に全国ワーストワンであったという1000人を超える待機児童は、その後の保育所や家庭保育室等の整備により減少し、先日、平成28年4月1日時点でも、昨年度に引き続き、国定義による待機児童はゼロと発表されたところである。

しかし、現実には、保育所等に申し込んでも利用できなかった家庭もあり、国定義で除外されている500人を超える児童がいる状態である。

また、保育所等を利用できるようになった児童でも希望の園ではなく、個別の状況はまちまちであるが、就労するために、やむなくあいていた別の園に通っている場合もある。

その中で、名古屋の保護者が特に大変なのが、兄弟姉妹が別々の保育所等に通わなければならないケースである。上の子供が通っている保育所等に、下の子供も希望したがかなわず、一家庭の子供が2カ所以上の園を利用している場合である。毎日、別々の保育所等にそれぞれの子供を送迎しなければならない、保護者の負担が倍増している。

現在、保育所等の決定は、利用調整基準表に基づき実施しており、その中で兄弟姉妹の利用については加点されており、優先事項となっているものの、まだまだ不十分であり、実態を十分に反映しているとは思えない。

については、次の事項の実現をお願いする。

- 1 障害児を含む兄弟姉妹が、できる限り同一の保育所等に入所できるように、民間保育所等の整備を進め、入所枠を拡大するとともに、利用調整基準表の改善を図ること。

子供たちが健やかに育つために病児・病後児デイケア事業の拡充と一時保育業の拡充を求める件

請願者 北区水草町2丁目60番地の2 水草団地3棟604号
北区保育団体連絡会
小林友恵

要 旨

現在、父母の勤務実態を踏まえ、さまざまな保育サービスの実施が求められており、中でも、病児・病後児デイケア事業及び一時保育事業についての要望が多く上がっている。

病児・病後児デイケア事業については、「利用料金が高く利用しづらいので、負担を軽減してほしい」、「病気の子供を遠くまで連れて行くのは大変なので、近くに開設してほしい」という切実な声があり、市内で実施されていない区及び支所管内の地域での開設を求める声が強まっている。

一時保育事業については、非定型保育、緊急保育及びリフレッシュ保育のどれもが要望が高まっており、「妊娠し、安静が必要なときに申し込んだが、定員が埋まっていて利用できず困った」、「メンタルの病気になり、早く一時保育に預けられるとよかったが、できなかった」という声など、急に子育てが困難になったときに、利用しにくいのが現状である。

また、公立保育所のリフレッシュ預かり保育事業について、「子育てがしんどいときに安心して預けることができ、肩の荷がおりた気がした」という声とともに、「利用したくても、定員が埋まっていて利用できない」という声が多数上がっているのが実態である。一時保育事業を必要なときに利用できるように拡充すること、公立保育所のリフレッシュ預かり保育事業を1カ所ずつの受入日を拡充し、利用しやすくする等、子育て世帯の実態に見合った対応が求められている。

については、子供たちが健やかに育つために、名古屋市の公的責任で、速やかに次の事項の実現をお願いする。

- 1 病児・病後児デイケア事業の利用料を第2子以降は減免すること。
- 2 病児・病後児デイケア事業の未実施の区及び支所管内の地域に、病児・病後児デイケア事業実施施設を開設すること。
- 3 一時保育事業を公立保育所のエリア支援保育所で実施すること。
- 4 ~~公立保育所のリフレッシュ預かり保育事業の1カ所ずつの受入日をふやし、保育体制を充実して、利用しやすいよう拡充すること。~~

(参 考)

平成27年11月12日	第1項、第2項及び第3項 第4項 不採択	保 留
平成28年4月19日	第1項、第2項及び第3項	保 留

子供たちが健やかに育つために公的保育制度の堅持を求める件

請願者 天白区土原一丁目28番地
藤井 祐紀

要旨

天白区の保育所、学童保育所等には、障害児保育、病後児保育、延長保育、休日保育、リフレッシュ預かり保育、一時保育、年末保育などの子育てに関するさまざまな要望が次々と出されており、各保育所においては、地域からの多様なニーズを受け、子育て支援の充実を目指して実践を深めている。

また、学童保育所は、親の就労を支援するとともに、子供に適切な遊びと生活の場を保障する、なくてはならない場所である。

子育てのかなめともなる保育所、学童保育所を守り、子ども・子育て支援新制度においても公的責任を果たすことが切に求められている。

ついては、未来を担う全ての子供たちが安全で健やかに育ち、安心して子育てや仕事ができる環境づくり、地域づくりに資するよう、次の事項の実現をお願いする。

- ~~1 これ以上の公立保育所の廃止・民営化及び利益目的の企業の参入をやめること。~~
- 2 公私間格差を是正する制度を守り、現在の保育の質を維持・向上すること。
- ~~3 子育て世代の経済的な負担をこれ以上ふやさないために、保育料を値上げしないこと。~~
- ~~4 待機児童の解消は、定員超過入所で対応するのではなく、公立保育所を含む認可保育所の新增設で対応すること。~~
- ~~5 給食は子供たちの心身の成長にとって欠かせない大切なものであることから、離乳食やアレルギー食をつくるなど、子供たち一人一人の発達に責任を持って対応するためにも、自園の正規職員がつくる給食を守ること。~~
- 6 安心して子供を預けることができるよう環境を整えること。
 - ~~(1) 各公立保育所の実態に合わせて、老朽箇所の修繕や施設の充実を図ること。~~
 - (2) 耐震・防災など、大切な子供の命を守るための対策を早急に進めること。
 - (3) 公立保育所の送迎用の駐車場を早急に確保すること。
 - ~~(4) 公立保育所によるリフレッシュ預かり保育事業については、実態を把握した上で、必要な人員を配置すること。~~
- 7 学童保育所を守り、発展させるとともに、過大な保護者負担を軽減できるような助成を実施すること。
 - (1) 学童保育所の運営が安定していけるように、名古屋市が学童保育所の土地及び建物を責任を持って確保し、経年劣化した施設・設備を修繕すること。

- ~~(2) 障害児受入加算を1人ごとにすること。~~
 - ~~(3) 学童保育指導員を常時2人配置できる人件費を国が保障するまでは、平日の開所時間の起算点を正午として長時間開設加算を拡充する等、名古屋市が費用を保障すること。~~
 - 8 厳しさを増す保護者の労働実態を把握し、安心して働くことができるよう保育制度を充実させること。
 - ~~(1) 産休あけ・育休あけ保育所等入所予約事業実施施設をふやし、年度途中の入所がしやすいよう制度の充実を図ること。~~
 - ~~(2) 利用調整については、点数制だけではなく、家庭の事情も丁寧に聞き取り、措置すること。~~
 - ~~(3) 保育短時間、保育標準時間の区分はやめて、必要な時間に必要な保育が利用できるようにすること。~~
 - ~~(4) 各保育所で病後児デイケア事業を実施できるよう条件整備をすること。また、天白区内に病児デイケア事業の実施施設をふやすよう条件整備をすること。~~
 - (5) 障害児を含む兄弟姉妹が、同一保育所に入所できるようにすること。
 - (6) 障害児にかかわる施策を実態に合わせて充実させること。
 - ア 障害児認定において年齢枠を撤廃すること。また、希望者が入所できるよう人的配置及び障害児保育補助を維持・拡充すること。
- (第8項第6号イ 教育委員会関係、省略)
- ~~ウ 区役所区民福祉部民生子ども課に配置された職員は、障害児の入所に関して、適切な施設の紹介や対応ができるようにすること。~~

(参 考)

- | | |
|------------|---|
| 平成28年1月14日 | 第1項、第4項、第5項、第6項(4)、第7項(2)、第8項(3)及び(4) 不採択 |
| | 第2項、第3項、第6項(2)、(3)、第7項(1)、第8項(1)、(5)及び(6)ア 保留 |
| | 第6項(1)、第7項(3)、第8項(2)及び(6)ウ 審査打切(趣旨実現のため) |
| 平成28年4月19日 | 第2項、第6項(2)、(3)、第7項(1)、第8項(5)及び(6)ア 保留 |
| | 第3項 審査打切(すでに議会意思確定済みのため) |
| | 第8項(1) 審査打切(趣旨実現のため) |

安心して子供を産み育てられるよう保育の公的責任の堅持と保育施策の拡充を求める件

請願者 緑区滝ノ水二丁目1219番地の1
愛知保育団体連絡協議会
会長 伊藤 洋子

要 旨

人生の土台となる乳幼児期は、どの子供にとっても大切でかけがえのない貴重な時期である。私たちは、全ての子供たちが豊かに育ち、幸せに生きることが保障される社会の実現を願っている。

2015年4月から、子ども・子育て支援新制度が始まった。子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て関連3法の成立過程において、多くの関係者の声で児童福祉法第24条第1項の市町村の保育実施責任を復活させるなどの改善がされた。しかし、子ども・子育て支援新制度は、異なる基準などの格差を保育の世界に持ち込むもので、さまざまな問題が指摘されている。利用する施設や事業によって条件が異なっていたり、保育所と幼稚園の公定価格に大きな違いがあったりするなど、早急な改善が求められている。

名古屋市は、2011年から、待機児童対策として大規模な保育事業拡充を行ってきており、保育施設は急速に増加し、保育施設利用児童数は過去最大となった。しかし、小規模保育事業の整備を進めたため、3歳児の利用先が不足する3歳児問題が顕在化してきたり、認可保育所を希望するも、小規模保育事業所の利用が決まったりするなどの状況もある。また、施設の増加に保育士の供給が追いつかず、保育士不足が深刻な問題になっている。

就労保障と経済的安定は、暮らしの土台である。虐待や育児不安が急増する現在、保護者が安心して預けられる保育施設の整備と保育士などの処遇改善は、いよいよ重要になっている。児童福祉法第24条第1項により自治体責任が明確になっている認可保育所の果たすべき役割は、大きくなっており、その増設が求められる。

公立と民間の保育所がともに力を合わせて保育内容を充実・発展させてきたことは、名古屋の保育の誇るべき歴史である。どの子供にも等しく保育が保障されるために公私間格差を是正する制度である民間社会福祉施設運営費補給金制度のもと、保育所は、子供の日々の生活を保障し、保護者の暮らしを支えている。さらに、保育所は、そこに通う子供とその保護者だけでなく、地域の子育て支援の中心的役割を担ってきた。保育所での子育て支援を充実させることは、子育てしやすいまち名古屋の実現のためには不可欠な課題である。

については、安心して子供を産み育てられる社会を実現し、子供の人権を尊重し、その健やかな育ちを最大限保障し得る保育施策が速やかに実施されるよう、次の事項の実現をお願いします。

- 1 全ての子供の安心・安全で豊かに育つ権利が等しく保障されるように、子ども・子育て支援新制度を改善するよう国に求めること。
~~(1) 施設・事業の開所日数や保育時間に見合う単価設定にするなど、運営の実態を踏まえた公定価格に改善すること。~~
(2) 保育士・幼稚園教諭・学童保育指導員などの職員の処遇を抜本的に改善できるようにすること。
~~(3) 保育短時間と保育標準時間の区分をなくすなど、認定区分を見直すこと。~~
- 2 保育を必要とする全ての子供たちが、希望する保育を受けられるよう、児童福祉法第24条第1項により自治体責任が明確になっている認可保育所の整備を進めること。
- ~~3 保育料の値上げを行わないこと。~~
- 4 公私間格差是正、延長保育、障害児保育などにかかわる名古屋市単独助成を継続・拡充すること。
- ~~5 名古屋市公立保育所整備計画を凍結すること。~~

(参 考)

平成28年1月14日	第1項(1)	審査打切(趣旨実現のため)
	第1項(2)、第2項、第3項及び第4項	保 留
	第1項(3)及び第5項	不採択
平成28年4月19日	第1項(2)、第2項及び第4項	保 留
	第3項	審査打切(すでに議会意思確定済のため)

児童発達支援センターの充実を求める件

請願者 守山区中新5番14号 セピアコート103号
地域療育センターの早期建設を実現させる会
今村 絵理奈

要 旨

地域療育センターを含み、現在、市内に市の児童発達支援センターは10カ所あり、児童発達支援センターには、毎日さまざまな障害を持つ子供たちが通っている。地域療育センターの通園部は、どんなに障害が重い子供たちでも0歳から通うことができる場として整備されてきた。しかしながら、児童発達支援センターに通園を希望する子供たちの数に比べ、児童発達支援センターの枠が少ないため、希望しても入園できない子供たちがいる。現在は、年少の3歳児までの希望者は入園ができているものの、2歳児以下の子供たちは、希望者全員が入園できないという状態がある。

また、市内の児童発達支援事業所は、児童発達支援センター及び保育園のような人的な保障はなく、最低基準もなく、不十分な環境での事業であると言わざるを得ない。障害を持つ子供たちの療育は、食べる、寝る、出すといった基本的な生活の力をつけていき、その力を土台に、人との関係や遊びの力を広げていくことである。そういった力をつけていくときに大事なことは、毎日、同じ先生、同じ子供集団の中で、安心して子供たちやその保護者が通える場であることである。

名古屋市が地域療育センター構想の中で掲げた、早期発見、早期療育の理念と実践は、全国に誇るものである。確かに、早期発見は進んできているが、早期療育につながっていないと言わざるを得ない状況となっている。市として行っている保育園の待機児童対策は、本当に素晴らしい取り組みであると感じている。しかしながら、一方で、障害のある子供たちの待機児童対策がされていない現状は、「差別されていると感じる」という声が多数聞かれる。このような状況から、児童発達支援センターへの通園を希望する子供たち全員が入園できるよう、児童発達支援センターの定員をふやしてもらいたいと強く要望する。

2015年度より、民間の児童発達支援センターへの市の人件費公私格差是正のための補助金は、子供たちが82%出席したものと見込むとしており、出席の足りない部分については、運営法人が負担するという考え方である。さらに、2016年度は85%、2017年度は88%出席したものと見込むとしている。

児童発達支援センターに通う子供たちは、医療ケアが必要な子供も含め、重症心身障害児など障害の重い子供たちが多数通っている。そういった子供たちは、体調の崩れ、安定のしなさから、欠席せざるを得ないことが健常児の子供たちと比べ大変多く

なってしまう。

毎日通うことのできる条件があるからこそ、体調のよい日は安心して通うことができるのである。毎日通園したくてもできない子供たちを多く入園させるほど、運営法人の自己負担がふえるということは、法人の判断で職員を減らしてしまうのではないかと不安を感じる。また、障害の重い子供たちを受け入れてもらえるだろうかという不安にもつながる。私たちは、どんなに重い障害があっても通うことのできる地域療育センターであってほしいと願っている。

児童発達支援センターの役割として、出席できない子供への訪問を含め、より丁寧なフォローを行うことこそが本来必要なことなのではないだろうか。そういった支援を行うには、さらなる職員増を行うための市の補助金が必要である。障害が重く、丁寧な支援の必要な子供の療育は、より手厚いフォローが必要となるのである。こういった、実態とは逆行するような制度づくりには、矛盾を感じる。どんな障害があっても、毎日安心して通うことのできる児童発達支援センターにしてほしい。

については、次の事項の実現をお願いする。

- 1 児童発達支援センターに通園を希望する子供たち全員が入園できるよう、児童発達支援センターの定員をふやすこと。
- 2 どんな障害があっても、毎日安心して通うことのできる児童発達支援センターにすること。

(参 考)

平成27年11月12日 保 留

平成28年4月19日 保 留